

介護老人保健施設三川しんあい園施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人青山信愛会が開設する介護老人保健施設三川しんあい園（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。
- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
 - 3 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するため及び虐待防止等のため、必要な体制を整備する。
 - 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
 - 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が安心し、満足できる生活を送れるようサービス提供に努める。
 - 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
 - 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地)

第4条 当施設の名称所在地は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設三川しんあい園
- (2) 所在地 新潟県東蒲原郡阿賀町あが野南 4324 番地 2

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。但し、必要に応じて職員を増員し、又はパートタイマー、嘱託職員を置くことができる。

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 管理者 | 1名 |
| (2) 医師 | 2名(常勤換算1.5名)以上 |
| (3) 薬剤師 | 1名(常勤換算0.5名)以上 |
| (4) 看護職員 | 15名以上 |
| (5) 介護職員 | 35名以上 |
| (6) 支援相談員 | 2名以上 |
| (7) 作業療法士・理学療法士 | 3名以上 |
| (8) 管理栄養士 | 1名以上 |
| (9) 介護支援専門員 | 2名以上 |
| (10) 事務職員 | 4名以上 |
| (11) その他の職員 | 若干名 |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 作業療法士・理学療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、利用者の栄養管理・医師や看護師等と共同して栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の作成等を行う。
- (10) 事務職員は必要な事務を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、150名(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護含む)とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

- 第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態や口腔衛生の管理とする。
- 2 認知症短期集中リハビリテーション実施加算の人員体制とする。
 - 3 サービス提供体制強化加算Ⅰの人員体制とする。

(利用料その他の費用の額)

- 第9条 サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、法定代理受領サービスの場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 2 保険対象外費用については、別表料金表により支払いを受ける。
 - 3 前2項に掲げる費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書を用いて説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(身体拘束等)

- 第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。
- 2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

- 第11条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める。

(褥瘡対策等)

第 12 条 利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、「褥瘡対策指針」を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 13 条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・利用者が、外出・外泊するときは、所定の手続きをとって外出外泊先、用件、施設へ帰着する日時などを施設長に届け出ること。
- ・利用者は、外来者と面会するときは、施設に届け出ること。
- ・利用者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別の理由がない限り努めて受診すること。
- ・利用者は、施設の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持のため施設に協力すること。
- ・利用者は、身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設長又は支援相談員に届け出ること。
- ・利用者は、施設内で次の行為を行わないこと。
 - ① 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ② 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔し又は楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - ③ 施設内で喫煙すること。
 - ④ 故意に施設もしくは物品に障害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。
 - ⑤ 金銭又は物品によって賭け事をする事。
 - ⑥ 施設内の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - ⑦ 無断で備品の位置、又は形状を変えること。

(非常災害対策)

第 14 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

2 非常災害に備え、基本訓練（消火・通報・避難）等を年 2 回以上行い、うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(職員の服務規律)

第 16 条 当施設職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 17 条 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第 18 条 当施設職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人青山信愛会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 19 条 当施設職員は、当施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 20 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、「感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針」を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 4 管理栄養士、栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 5 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務)

第 21 条 当施設職員は、当施設職員である期間および当施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

(事故発生時の対応)

第 22 条 安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、「事故発生の防止及び発生時の対応の指針」を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。

また、サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、専門的医療機関での診療を依頼する等の必要な措置を行う。

- 2 事故発生の防止のための対策を検討する委員会を一月に 1 回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- 4 前 3 項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、当施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額、苦情処理の対応及び個人情報利用目的については、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 この運営規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この運営規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

別表

[施設入所保険対象外費用]

* 居住費・食費

- | | | |
|-----------|----------|---------|
| ① 居住費（日額） | 個室1,728円 | 多床室500円 |
| ② 食費（日額） | 1,480円 | |

◎ 但し、「介護保険負担限度額認定証」を提示された方はその認定の内容に基づいた負担額となります。

* その他の料金

- | | |
|-------------------|--|
| ① 日用品代（日額） | 220円 |
| ② 教養娯楽費（日額） | 100円 |
| ③ 室内着、寝間着リース代（日額） | 100円 |
| ④ 室料（日額） | 個室1,000円 |
| ⑤ 理髪料 | 1,000円～6,000円 |
| ⑥ 洗濯料 | 大1枚286円 中1枚143円 小1枚77円
特大1枚594円 ドライ1枚440円 |